

自社株に係る相続税納税猶予の活用を。

Q．社長が高齢のため、自社株に係る相続税の納税猶予制度を活用したいのですが、必要な手続きについて教えてください？

A．事前の確認申請がポイント。

1．自社株に係る納税猶予制度の概要と適用手順。

(概要)「事業承継計画」につき相続開始前に「経済産業大臣の確認」を受けた後継者が、相続又は遺贈により自社株を取得した場合に、一定要件を満たす旨「経済産業大臣の認定」を受けると、当該自社株の課税価額80%に対応する相続税を納税猶予する制度です。

(適用までの手順) 相続開始前に「事業承継の計画的取組みに関する経済産業大臣へ確認申請」し、「確認書」を受領します。次いで 相続発生後、相続税申告期限までに「経済産業大臣へ認定申請」し、「認定書」を受領します。最後に 相続税の申告(認定書添付、担保提供の上)となります。

2. 「確認申請」対象会社の5要件(全て必要)

1) 会社(中小企業)である。2) 上場会社又は風俗営業会社でない。3) 特定後継者(代表者・元代表者が死亡・退任時の新代表候補者で、代表者から相続・遺贈等により自社株・事業用資産の取得予定の者、代表者で、他の代表者・元代表者から相続・遺贈等により自社株・事業用資産の取得予定の者)がいる。4) 特定代表者(現代表者で、筆頭株主かつ親族と合せて過半数の株を保有、元代表者で、筆頭株主かつ(ア)現代表者と親族で株を過半数保有、かつ(イ)過去に元代表者と親族で株を過半数保有。)がいる。5) 事業承継の計画的取組み(特定代表者から特定後継者に、自社株・事業用資産を取得させる具体的計画)があること。

3. 確認申請書の作成について(詳細は、中小企業庁・中国経済産業局HPを参考に)。

1) 主な項目: 会社について、特定後継者について、特定代表者について、新たに特定後継者になる予定の者について等です。2) 主な添付書類: 定款、株主名簿、特定代表者が代表者当時の株主名簿、登記事項証明書、上場会社・風俗営業会社等でない旨の誓約書、特定代表者・親族の戸籍謄本等、事業承継計画書、特定後継者を定めた書類等。3) 留意点: 事前の「確認書」さえ受領すれば、相続発生時点で「認定手続き」を行うか否か選択可能ですのでまず「確認手続き」を。

平成 24 年 9 月
税理士法人石井会計